

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第13条〔略〕</p> <p>2～6〔略〕</p> <p>7 第1項又は第3項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1)〔略〕</p> <p>(2) <u>その者が次のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p><u>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p>(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第13条〔略〕</p> <p>2～6〔略〕</p> <p>7〔同左〕</p> <p>(1)〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(2)〔同左〕</p> <p>(3)〔同左〕</p> <p>8〔同左〕</p>

額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 〔略〕

9～14 〔略〕

付 則

1～13 〔略〕

(第13条第7項の規定の適用に関する特例)

14 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定す  
ウ 特定退職者であって、雇用保険法附  
る厚生労働省令で定める理由により就職が  
則第5条第1項に規定する地域内に居住し、  
困難な者であって、同法第24条の2第1  
かつ、区長が同法第24条の2第1項に規  
項第2号に掲げる者に相当する者として規  
定する指導基準に照らして再就職を促進す  
則で定める者に該当し、かつ、区長が同項  
るために必要な職業安定法第4条第4項に  
に規定する指導基準に照らして再就職を促

(1)～(4) 〔略〕

(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 〔略〕

9～14 〔略〕

付 則

1～13 〔略〕

〔新設〕

規定する職業指導を行うことが適当である  
進するために必要な職業安定法第4条第4  
と認めたもの（アに掲げる者を除く。）  
項に規定する職業指導を行うことが適当で

あると認めたもの とする。

↓

## 付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第8項第5号の改正規定及び付則第4項の規定は平成30年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定（第13条第8項第5号の規定を除く。）及び次項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 新条例第13条第7項（第2号に係る部分に限り、新条例付則第14項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。次項において同じ。）であって職員の退職手当に関する条例第13条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。
- 4 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第13条第8項（第5号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第13条第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。



第58条 移転費は、受給資格者等が公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従って必要があると認めたときに、支給する。

附 則

( 給付日数の延長に関する暫定措置 )

第5条 受給資格に係る離職の日が平成34年3月31日以前である受給資格者(第2条第2項に規定する就職が困難な受給資格者以外の受給資格者のうち第13条第3項に規定する特定理由離職者(厚生労働省令で定める者に限る。))である者及び第23条第2項に規定する特定受給資格者に限る。)であって、厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認められたもの(個別延長給付を受けることができる者を除く。)については、第3項の規定による期間内の失業している日(失業していることについての認定を受けた日に限る。)について、所定給付日数(当該受給資格者が第20条第1項及び第2項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。)を超えて、基本手当を支給することができる。

第58条 移転費は、受給資格者等が公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従って必要があると認めたときに、支給する。

附 則

[ 同左 ]

第5条 受給資格に係る離職の日が平成29年3月31日以前である受給資格者(第2条第2項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち第13条第3項に規定する特定理由離職者(厚生労働省令で定める者に限る。))である者及び第23条第2項に規定する特定受給資格者に限る。)であって、次の各号のいずれかに該当するものについては、第3項の規定による期間内の失業している日(失業していることについての認定を受けた日に限る。)について、所定給付日数(当該受給資格者が第20条第1項及び第2項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。)を超えて、基本手当を支給することができる。

- (1) 次のいずれかに該当する者であって、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして就職が困難な者であると認められたもの
  - イ 第20条第1項第1号に規定する基準日において45歳未満である者

<p>2 ~ 4 〔略〕</p>	<p>ロ <u>厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる者のほか、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者</u></p> <p>2 ~ 4 〔略〕</p>
------------------	---

【施行期日】平成29年4月1日から施行する。ただし、第58条については平成30年1月1日から施行する。